平成２２年（フ）第２２２号
川崎市川崎区大島２丁目15番３号　喜楽荘205
債務者　本田　和枝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
川崎市川崎区大島３丁目14番４号　コーポ小原305
債務者　野村　恵美（旧姓梶）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
川崎市中原区上小田中６丁目14番26―103号　プルミエ
債務者　竹川　茂樹
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
川崎市川崎区大島上町13番10号　塩崎昌弘方
債務者　河野　　督
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
川崎市中原区上平間239番地　平間荘５号室
債務者　石澤　　進
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
川崎市麻生区岡上134番地１　ファミールユリ202
債務者　始関　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
川崎市高津区下野毛１丁目８番21号　香華コーポ201
債務者　増田　徳子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
横浜市泉区和泉町2875番地　アオイハイツ203
債務者　金塚　敏博
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７３号
横浜市瀬谷区本郷１丁目47番地２　セヤマート
債務者　川嶋　博昭
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７７号
神奈川県藤沢市渡内１丁目14番８号　ハイツイシイ101
債務者　木村　武浩
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７１号
神奈川県海老名市柏ケ谷609番地の９
債務者　丸山　京子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０００号
横浜市神奈川区羽沢町680番地12
債務者　平澤　紗世
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５号
川崎市多摩区菅馬場１丁目17番26号新福寿荘101
債務者　三浦　礼子（旧姓橋立）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
川崎市中原区小杉陣屋町２丁目２番19号
債務者　前田　　覺
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係